

犯罪被害者等支援拡充のための新たな要綱制定について

1 要綱制定の目的

本市では、犯罪被害者等に寄り添い、当事者のニーズに応じたきめ細かで総合的な途切れない支援を行うため、2011年(平成23年)に「明石市犯罪被害者等の支援に関する条例」(平成23年条例第2号)を制定し、2014年(平成26年)と2018年(平成30年)の2回、条例を改正しました。このたび、条例に基づき、当事者の声を踏まえた更なる支援を実施するため、新たに要綱を制定するものです。

2 新たな支援の概要

(1) 教育関係費支援

① 条例の根拠条文

- ・ 第3条第6項(被害者の兄弟姉妹等に対する適切な支援)
- ・ 第9条(日常生活の支援)

② 内容

犯罪被害を受けたことにより、扶養する学齢期の就学中のこどもの通学が困難になった犯罪被害者等が、教育関係費(家庭で行う教育サービスや学校への送迎等)を負担する場合の費用を補助します。

【金額】 実費の2分の1(上限:こども1人あたり6万円)

③ 予算

24万円

(2) 就労準備金支援

① 条例の根拠条文

- ・ 第12条(雇用の安定)

② 内容

犯罪被害を受けたことにより転職または新たに就職する必要性が生じた犯罪被害者等が、就労するために必要な資格等の取得に要する費用を補助します。

【金額】 実費の2分の1(上限:1人あたり12万円)

③ 予算

36万円

3 施行予定日

2019年(平成31年)4月1日

以上

(参考)

明石市犯罪被害者等の支援に関する条例（抜粋）

（基本理念）

第3条

6 犯罪被害者等の支援は、犯罪等により害を被った者（以下「犯罪被害者」という。）のみならず、その兄弟姉妹等の家族に対しても、その状況に応じて適切に行われなければならない。

（日常生活の支援）

第9条 市は、犯罪等の被害により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等に対して、家事、介護等を行う者の派遣、一時保育に要する費用の補助その他の日常生活を営むために必要な支援を行うものとする。

（雇用の安定）

第12条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な支援を行うものとする。